

2016年11月14日

株式会社アカツキ

代表取締役社長 塩田 元規

問合せ先： 取締役 管理事業部長 小川 智也

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、当社サービスを利用するお客様はもちろん、株主や投資家の皆様、取引先等の本質的な需要を満たし、社会的に貢献するサービスを提供することで、あらゆるステークホルダーから当社に対して継続的な信頼を得ることが重要であると認識しております。

当該認識のもと、当社の取締役、監査役、従業員は、それぞれが求められる役割を理解し、法令、社会規範、倫理などについて継続的に意識の維持向上を図り、適正かつ効率的な経営活動に取り組みながら、コーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しておりますので、本欄に記載すべき事項はありません。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
塩田 元規	3,950,000	29.19
株式会社サンクピア	2,200,000	16.26
香田 哲朗	1,650,000	12.19
株式会社 Owl Age	1,100,000	8.13
グロービス4号ファンド投資事業有限責任組合	509,700	3.77
グロービス・ファンド・フォー エルピー	305,600	2.26
株式会社リンクアンドモチベーション	135,500	1.00
株式会社 SBI 証券	133,100	0.98
松井証券株式会社	87,900	0.65
NOMURA PB NOMINeES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	77,600	0.57

支配株主名	なし
-------	----

親会社名	なし
親会社の上場取引所	なし

補足説明

なし
----

3. 企業属性

上場予定市場区分	東京
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	130名
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

なし
----

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

なし
----

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名
------------------------	----

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
勝屋 久	他の会社の出身者											

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
勝屋 久	✓	なし	同氏は、長年携わった事業会社でのベンチャー支援業務等を通じて豊富な知識と経験を有しており、当社の経営判断への助言・提言及び業務執行の監督に適していると判断し、社外取締役として選任しております。  また、当社と同氏の間特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがない者と判断し、独立役員として選任しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
-----------	--------

定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、内部監査担当2名（管理事業部1名及びソーシャルゲーム第1事業部1名が各々兼任）が内部監査を実施しております。監査役は、社外監査役2名（非常勤監査役2名）が取締役会への出席や重要書類の閲覧を通じて取締役の職務執行の適法性を監査しております。内部監査担当と監査役は、相互に計画書や監査書類の閲覧や聴取により緊密に連携を行っております。また、会計監査人に対しても定期的に意見交換や会計監査の立会い等を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小泉 文明	他の会社の出身者													
片山 英二	弁護士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小泉 文明	✓	なし	同氏は、複数の事業会社の役員として経営に携わり豊富な知識と経験を有しているため、その知識と経験に基づく専門的な見地から監査を受けるとともに、より独立した立場からの監査を確保するため社外監査役として選任しております。 また、当社と同氏の間特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがない者と判断し、独立役員として選任しております。
片山 英二	✓	なし	同氏は、銀座法律事務所（現阿部・井窪・片山法律事務所）のパートナーとして、渉外法務及び会社法務全般の分野に関して豊富な知識と経験を有しております。また、複数の上場会社の社外監査役としても携わっているため、企業経営・経営法務・コーポレートガバナンス・コンプライアンス等に関する豊富な知識と経験を有しており、その知識と経験に基づく専門的な見地から監査を受けるとともに、より独立した立場からの監査を確保するため社外監査役として選任しております。 また、当社と同氏の間特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがない者と判断し、独立役員として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員を独立役員に指定しております。
--------------------------------

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

企業価値向上を図り、業績向上に対する意欲・士気を高めることを目的としたインセンティブプランとして、ストックオプション制度を導入しております。
--

ストックオプションの付与対象者	社内取締役, 社外取締役, 社内監査役, 従業員
-----------------	--------------------------

該当項目に関する補足説明

企業価値向上を図り、業績向上に対する意欲・士気を高めることを目的としたインセンティブプランとして、ストックオプション制度を導入しております。
--

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の額が1億円以上のものが存在していないため、報酬の個別開示は実施しておりません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額にて開示しております。
---

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬額は、株主総会で定められた報酬限度内において、各役員の仕事の内容、職位及び実績・成果等を勘案して報酬額を決定しております。
---

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役へのサポートは、管理事業部で行っております。取締役会の資料は、事前配布し、社外取締役及び社外監査役が十分な議案検討時間の確保ができるよう努めております。社外監査役に対しては、常勤監査役より監査役監査、会計監査、内部監査間の情報共有を行っております。
--

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

<p>①取締役会</p> <p>当社の取締役会は、社外取締役1名を含む取締役4名で構成されております。取締役会は、原則月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、取締役会規程に基づき、経営に関する重要事項を決定するとともに各取締役の業務執行状況を監督しております。</p> <p>また、取締役会には、監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。</p> <p>②監査役会</p> <p>当社の監査役会は、監査役2名(うち常勤監査役1名)、社外監査役2名の合計4名で構成されております。監査役会は、毎月1回定例監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況等、監査役相互の情報共有を図っております。</p> <p>なお、監査役は、内部監査担当者及び監査法人と緊密な連携をとり、監査の実効性と効率性の向上に努めております。</p> <p>③内部監査及び監査役監査の状況</p>
---

当社の内部監査については、管理事業部の内部監査担当者（1名）及びソーシャルゲーム第1事業部の内部監査担当者（1名）が、内部監査規程に基づき、自己の属する部門を除く当社全体を継続的に監査しております。内部監査は、事業年度ごとに内部監査計画を策定し、監査結果については代表取締役社長と被監査部門に報告するとともに、被監査部門に対しては、改善事項を指摘するとともに、改善の報告をさせております。

監査役監査につきましては、監査役監査計画により定められた内容に基づき、各監査役は、定められた業務分担に従って監査を行い、原則として月1回開催される監査役会において情報共有を図っております。

また、監査役は定期的に内部監査担当者及び会計監査担当者と意見交換等を行っており、三者間で必要な情報の共有を図っております。なお、常勤監査役である石川大祐氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当の知見を有しております。

④会計監査人

当社は、有限責任 あずさ監査法人の会計監査を受けるとともに、重要な会計課題については適時・適切な指導・助言を受けております

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の監査役会は、監査役4名中2名（いずれも非常勤）が社外監査役で構成されており、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務執行を含む日常的活動の監査を行うことにより、経営の健全性及び透明性を確保しております。

また、当社の取締役会は、社外取締役1名を含む取締役4名で構成されており、同業界に精通し幅広い経験を有している人物が就任することで、適切な業務執行と迅速な意思決定を行える経営体制を構築できると考えているため、現状の体制を採用しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	なし
集中日を回避した株主総会の設定	他社の集中日を回避する方針とともに株主の皆様にとって出席が容易な会場を確保していく予定であります。
電磁的方法による議決権の行使	なし
議決権電子行使プラットフォームへ	なし

の参加その他機関 投資家の議決権行 使環境向上に向け た取組み	
招集通知(要約)の 英文での提供	なし
その他	なし
実施していない	なし

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による 説明の有無
ディスクロージャ ーポリシーの作 成・公表	なし	なし
個人投資家向けに 定期的説明会を開 催	第2四半期決算及び年度決算終了後の決算説明会を定期的 に開催することを予定しております。	あり
アナリスト・機関投 資家向けに定期的 説明会を実施	第2四半期決算及び年度決算終了後の決算説明会を定期的 に開催することを予定しております。	あり
海外投資家向けに 定期的説明会を開 催	なし	なし
IR資料をホームペ ージ掲載	当社ホームページ内にIR専用ページを開設し、IR活動やIR 資料などの当社の情報を速やかに発信していく予定であり ます。	
IRに関する部署(担 当者)の設置	管理事業部が担当しております。	
その他	なし	
実施していない	なし	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等により	なし

ステークホルダーの立場の尊重について規定	
環境保全活動、CSR活動等の実施	なし
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、IR活動の基本方針として、「株主、投資家、地域社会をはじめとする全てのステークホルダーの皆様に対して、適時・適切に会社の情報を開示することは上場企業としての責務であり、この責務を果たすことが健全な証券市場を担う一員として必要不可欠であることを十分に認識し、常に株主や投資家の皆様の視点に立ち、迅速・正確かつ公平な会社情報の開示を行うことができることが重要である」と考えております。
その他	なし
実施していない	なし

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、取締役の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制その他当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制を下記の通り整備する。なお、この内部統制システムについては、不断の見直しによって継続的に改善を図り、より適正かつ効率的な体制の構築に努めるものとする。なお、この内部統制システムについては、不断の見直しによって継続的に改善を図り、より適正かつ効率的な体制の構築に努めるものとする。

(1) 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役は、誠実かつ公正に職務を遂行し、透明性の高い経営体制の構築を図る。
- ② 取締役は、毎月1回以上開催する定時取締役会、及び必要に応じて開催する臨時取締役会により、経営事項の審議及び決議を迅速に行うとともに、各取締役の職務の執行を監督する。
- ③ 基本行動理念を定め、取締役及び使用人の企業倫理に対する意識を高め、法令及び企業の社会的責任に対する自覚を促す。
- ④ 取締役及び使用人に対し、「コンプライアンス推進規程」に準拠した行動が身につくよう継続的に指導する。
- ⑤ 「内部通報制度運用規程」を適切に運用し、コンプライアンスに関する相談や不正行為等の内部通報の仕組みを構築する。
- ⑥ 金融商品取引法等に準拠し、財務報告に係る内部統制の体制構築を推進する。
- ⑦ 反社会的勢力・団体には毅然として対応し、一切の関係を持たない。

⑧使用人に対し、必要な研修を定期的実施する。また、関連する法規の制定・改正、当社及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、速やかに必要な研修を実施する。

(2)当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

①情報資産を保護し正確且つ安全に取扱うために定めた「情報セキュリティ管理規程」及び「文書管理規程」を遵守し、情報管理体制の維持、向上に努める。

②「文書管理規程」に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録、監査役会議事録、計算書類、稟議書、契約書、その他重要書類を、関連資料とともに所定の年数保管し管理する。

(3)当社グループの損失の危険の管理に関する規定その他の体制

①リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、管理事業部長がリスク管理の主管部門として、「リスク管理規程」に基づき、全てのリスクを総括的に管理する。

②大地震などの突発的なリスクが発生し、全社的な対応が重要である場合は、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、速やかに措置を講ずる。

(4)当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づいて取締役の合理的な職務分掌を定め、職務執行の効率化を図るとともに、「職務権限表」に基づき、チェック機能を備えた上での迅速かつ効率的な意思決定を実現する。

②決裁及びデータ管理の電子化を進め、業務効率向上に努める。

③組織及び部門目標の明確な付与と評価制度を通して、経営効率の向上に努める。

(5)当社並びに当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①当社及び当社子会社については、当社の経営方針・経営戦略の周知徹底、適切な管理・調整・支援を行うとともに、当社子会社の取締役等及び使用人が法令及び定款を遵守して職務を執行することができる体制を整備する。

②当社子会社の取締役等が職務を効率的に執行し、職務の執行に係る事項を遅滞なく当社へ報告することができる体制を整備する。

③当社子会社のリスク管理に関する規程その他の体制を整備する。

④当社子会社の業務については、当社子会社の監査役が監査を行うとともに、当社の内部監査部門が定期的に監査を行い、業務処理が適正に行われていることを確認する。また、当社の監査役はこれらの結果を踏まえ、必要に応じて自ら調査を行う。

⑤反社会的勢力への対応も含めたコンプライアンス体制の整備につき、当社子会社を指導するとともに、当社、子会社への教育、研修等を実施し、グループ全体のコンプライアンスの徹底に努める。

(6)当社グループの監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

- ①監査役から、監査役の職務を補助すべき使用人の設置を求められた場合には、監査役と協議の上、管理部門に在籍する使用人の中からスタッフを任命し、当該補助に当たらせる。
- ②当該使用人が監査役の職務を補助するに当たって監査役から命令を受けた事項については、当該使用人は取締役の指揮・命令を受けない。
- ③補助使用人の人事異動及び考課、並びに補助使用人に対する懲戒処分については、監査役の同意を得るものとする。

(7)当社グループの監査役への報告に関する体制

①重要会議への出席

監査役は、監査役会が定める監査計画及び職務の分担に従い、取締役会のほか、各種社内委員会その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。

②取締役の報告義務

- a. 取締役その他役職者は、定期的に、自己の職務執行の状況を監査役に報告する。
- b. 取締役は監査役に対して、法令が定める事項の他、次に掲げる事項をその都度直ちに報告する。

- ・財務及び事業に重大な影響を及ぼすおそれのある決定等の内容
- ・業績及び業績見通しの内容
- ・内部監査の内容及び結果
- ・内部通報制度に基づく情報提供の状況
- ・行政処分の内容
- ・上記に掲げるもののほか、監査役が求める事項

③使用人による報告

使用人は、監査役に対して、次に掲げる事項を直接報告することができる。また、当社子会社の取締役、監査役及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者も、当社グループの監査役に直接報告をすることができる。

- ・当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがある事実
- ・重大な法令または定款違反の事実

④監査役へ報告した者への不利益な取扱いの禁止

監査役へ報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、また、懲戒その他の不利益処分の対象になることがないことを周知徹底する。

(8)その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①代表取締役、会計監査人等と監査役の連携

代表取締役、会計監査人、内部監査部門等は、監査役会又は監査役の求めに応じ、それぞれ定期的及び随時に監査役と意見交換を実施することにより連携を図るものとする。

②外部専門家の起用

監査役会又は監査役が監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタント

その他の外部専門家に助言を求める機会を保障する。

③監査役の必要経費

監査役の職務遂行に必要な費用は全て当社が負担する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは一切の関わりを持たず、また不当な要求は拒絶することを基本方針としております。当該基本方針のもと、反社会的勢力排除に向けて、反社会的勢力排除に関する規程を制定し反社会的勢力との一切の関係を遮断しております。

また、新規取引先については原則として、日経テレコンによる調査及び外部調査機関等を用いて情報収集を行い、反社会的勢力との関係の有無を調査しているとともに、契約締結時に、反社会的勢力排除条項を契約書に記載するなど、反社会的勢力との関係を遮断するための措置を講じております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

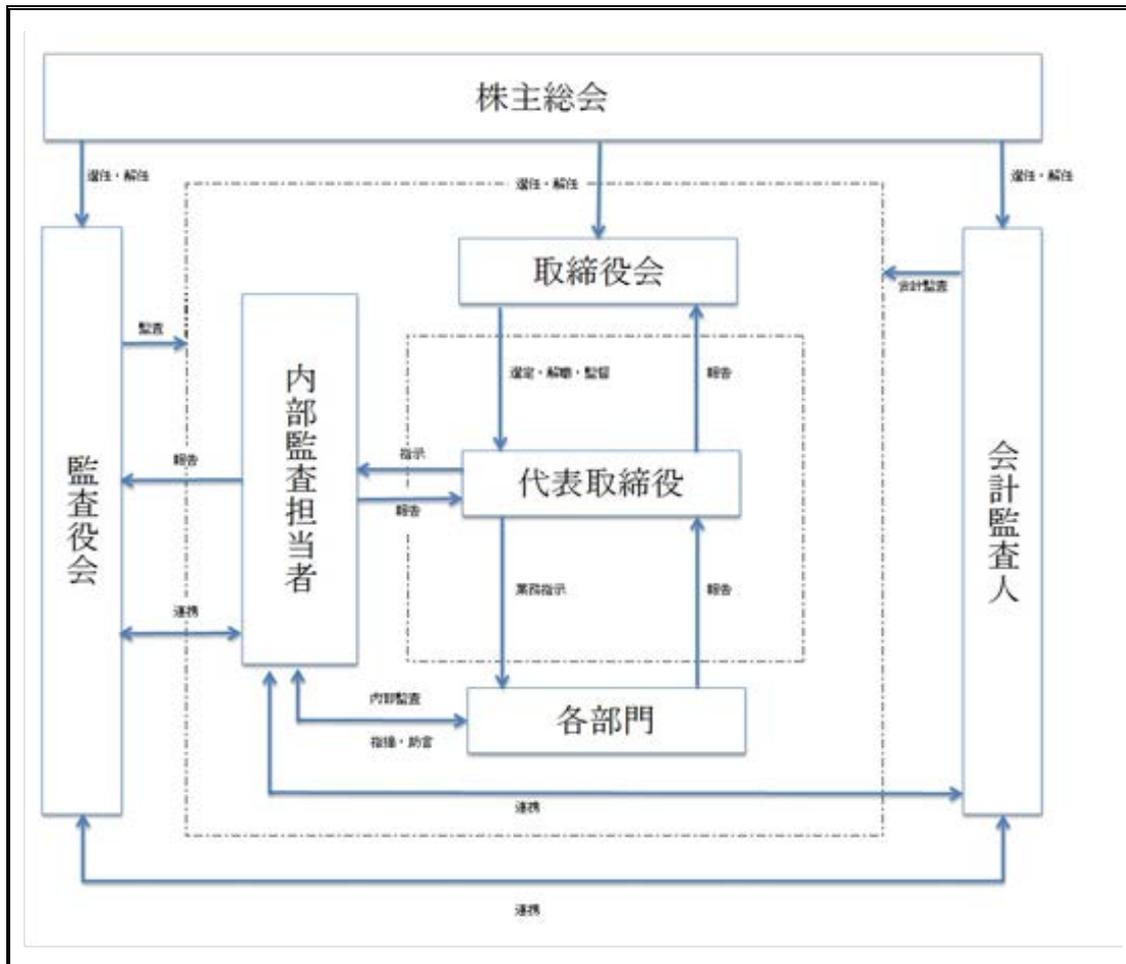
該当項目に関する補足説明

なし

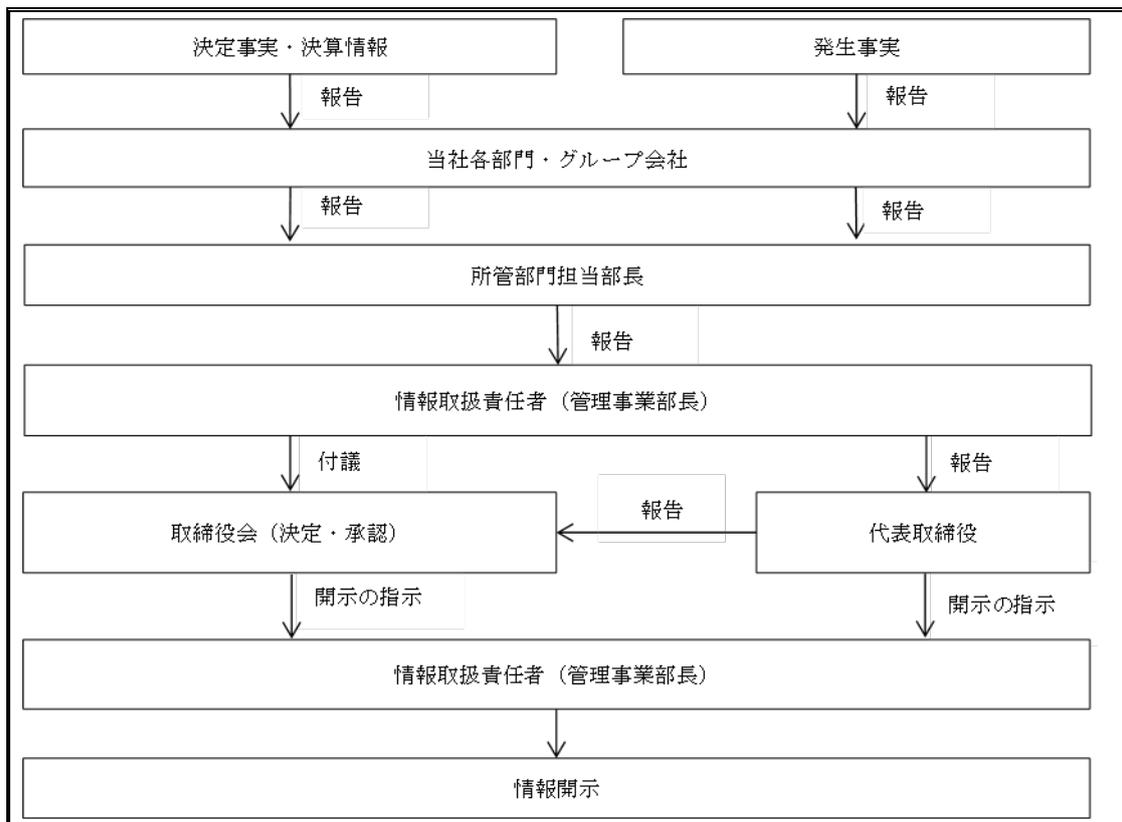
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

なし

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上